

教育訓練受講者支援資金融資

2021年4月1日現在

1. 資金使途	・厚生労働省が実施する「中長期的なキャリア形成支援措置」に基づく教育訓練受講中の生活費				
2. 貸出形式	・証書貸付				
3. 貸出金額	<p>・ハローワークが発行する「教育訓練受講者支援資金融資要件確認書[受講者]」に記載された金額を上限とする（1万円単位）。 なお、融資限度額は、上限月額7万円を基準として、受講する教育訓練の月数に応じて算出される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">融資限度月額</th> <th style="width: 50%;">融資限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">月額7万円</td> <td style="text-align: center;"> 融資限度月額上限7万円×融資対象訓練月数（上限36月） =最大252万円 </td> </tr> </tbody> </table>	融資限度月額	融資限度額	月額7万円	融資限度月額上限7万円×融資対象訓練月数（上限36月） =最大252万円
融資限度月額	融資限度額				
月額7万円	融資限度月額上限7万円×融資対象訓練月数（上限36月） =最大252万円				
4. 貸出方法	・融資利用者の金庫普通預金口座（返済用口座）へ入金				
5. 貸出期間	<p>・元金据置期間経過後、10年以内 ※元金据置期間は、訓練終了日の3カ月後応当月の末日まで。</p>				
6. 借入資格	・ハローワークが発行する「教育訓練受講者支援資金融資要件確認書[受講者]」を提出できる方。				
7. 貸出金利	・年2.50%（固定金利）				
8. 返済方式	<p>・元利均等方式による月賦償還または月賦・半年賦併用による償還 ・元金据置期間中の取扱い 元金据置期間中は、元金の返済を行わず、経過利息のみを「月賦償還」により支払う。</p>				
9. 保証	・（一社）日本労働者信用基金協会				
10. 保証料	・年0.50%（月次後払方式）				
11. 担保	・不要				
12. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	<p>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】 0120-86-3760 受付時間 平日 午前9時～午後6時 （土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業） なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp</p>				

13. 第三者機関 に問題解決を 相談したい場 合	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介いたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：(一社) 全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問 合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp
13. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練受講者支援資金融資の新規受付は2019年6月30日(日)をもって終了しております。

ろうきん

※ 返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。